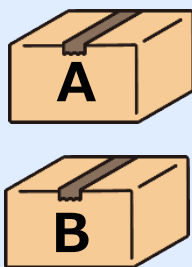




## ～蔵入承認に関する非違～

- 保稅蔵置場に外国貨物を入れた者は、その貨物を入れた日から3か月※を超えて蔵置しようとするときは、事前に「**蔵入(IS)承認**」を受けなければなりません。（関税法第43条の3）
- 「蔵入(IS)承認」を受けた貨物は、**最初に置くことが承認された日から2年間**※蔵置することができます。（関税法第43条の2）  
※延長が認められる場合があります。

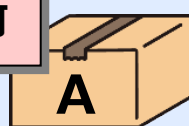
### 【事例】



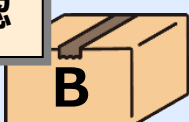
貨物AもBも  
通関済  
になったのか



輸入許可



蔵入承認



保稅蔵置場  
(内国貨物エリア)



内貨エリア  
にあったから  
大丈夫か

① 搬入担当の作業員 X は外国貨物 A および外国貨物 B を搬入し、帳簿に記帳した。

② 通関業者から作業員 X に対し、「外国貨物 A は輸入許可済みであり、外国貨物 B については輸入時期が未定のため、蔵入承認の手続を行った」との連絡があった。作業員 X は、蔵入承認と輸入許可を同一の手続きであると思い、両貨物を保稅蔵置場内の内国貨物エリアへ移動させた。

③ 荷主からの依頼を受けた搬出担当の作業員 Y は、外国貨物 B が内国貨物エリアに保管されていたことから輸入許可済貨物であると判断し、何ら書類を確認することなく、外国貨物 B を搬出した。

非違に該当する部分はどこかなぜ起こってしまったのか原因と対策を考えてみよう！



### 通関用語

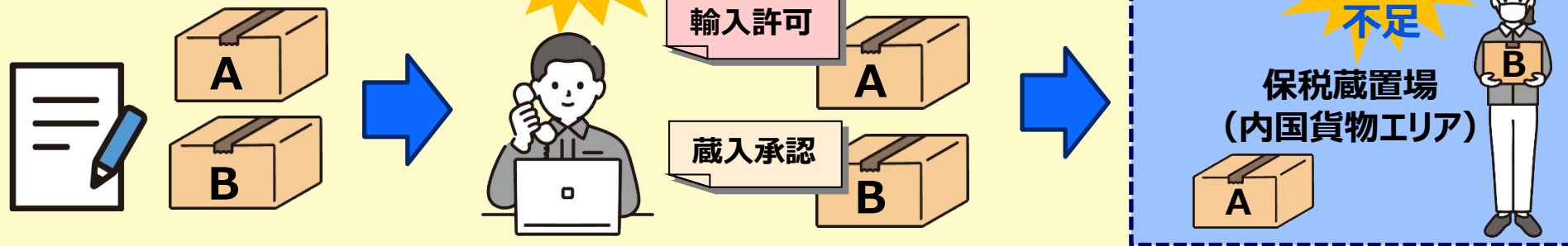
**IS**とは？⇒ 蔵入承認は、実務では「IS (Import for Storage)」と呼ばれることもあります。

**ISW**とは？⇒ 蔵入承認を受けた貨物を輸入通関することを蔵出輸入と言います。  
実務では「ISW (Import from Storage Warehouse)」と呼ばれることもあります。



## ～蔵入承認に関する非違～

### 【事例】



### 非違内容（根拠法令）：基礎点数

- ・ 搬出時の確認義務違反（関税法第34条の2）：3点
- ・ 記帳義務違反（関税法第34条）：2点

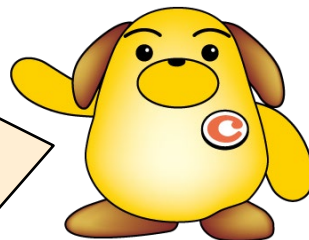
※一つの非違行為が複数の規定に違反する場合は、基礎点数の高い方により算出する

### 非違に繋がった原因の一例：

- ・ 蔵入承認の内容を正しく理解していなかった
- ・ 搬出時の書類と貨物の対査確認が不十分だった

蔵入承認は保税蔵置場における蔵置期間を延長するための承認であり  
輸入許可ではありません。

承認後も貨物は**外国貨物のまま**です。  
誤認を防ぐには、蔵入承認と輸入許可の違いに関する正確な理解とともに、**搬出時の書類と貨物の対査確認（関税法基本通達34の2-1）の徹底**が求められます！



### 貨物ごとの蔵置期間の確認も！

倉主等は、蔵置中の外国貨物について蔵置期間を確認し（システム参加者はIWS〔貨物在庫状況照会〕で確認）、**蔵置期間が3か月を超えるおそれがある場合には、速やかに荷主等へ連絡（確認）し、必要な税関手続きを失念しないよう努めましょう！**

### このような対策が考えられます

- ・ 税関手続き（保税・通関）の再確認（どのような手続きなのか、何を確認しなければならないのか）
- ・ 社内研修の実施（保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業に対しても実施）